

Ⅱ 作成例（その１）

〇 〇 市 町 村 津 波 避 難 計 画

（平成 年 月 日作成）

目 次

第 1 章	総 則
1	目 的
2	計画の修正
3	用語の意味
第 2 章	避難計画
1	避難対象地域
2	避難困難地域
3	津波避難場所・避難目標地点
4	津波避難ビル
5	避難路・避難経路
6	避難方法
7	交通規制
第 3 章	初動体制
1	職員の連絡・参集体制
2	避難支援する者の行動・退避基準
3	防潮水門等の閉鎖措置
4	津波情報等の収集・伝達
第 4 章	避難指示の発令
1	発令基準
2	発令の時期及び手順
3	避難指示の伝達
第 5 章	避難行動要支援者、観光客等の避難対策
1	避難行動要支援者の避難対策
2	観光客等の避難対策
第 6 章	津波に対する防災教育、広報・啓発の実施
第 7 章	実践的な津波避難訓練等の実施
第 8 章	その他の留意点
1	〇〇コンビナート
2	〇〇漁港、〇〇港
3	〇〇川周辺
参 考	
1	想定津波の概要
2	津波に関する基本的な知識
3	計画作成の経緯等

第1章 総 則

1 目的

この計画は、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等の生命及び身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は、県の津波シミュレーション結果や津波避難訓練の実施・検証等に応じて適宜、検討を加え、必要があると認めるときは修正する。

3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水想定区域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。過去の津波の浸水地域や津波シミュレーションによる津波の浸水地域に基づき定めるものとする。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、市町村が範囲を定める。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定地域よりも広い範囲で指定する。

(3) 避難困難地域

津波の到達までに、避難対象地域の外に避難することが困難な地域をいう。

(4) 避難路

避難目標地点まで安全に到達できる経路で、市町村が指定する主要道路をいう。

(5) 避難経路

避難する場合の経路で、住民等が設定するものをいう。広い意味では、避難路をあわせて避難経路等という。

(6) 津波避難場所（指定緊急避難場所）

津波の危険から避難するために、原則として避難対象地域の外に市町村が定める場所をいう。

(7) 指定避難所

住宅が損壊した被災者等が長期にわたって避難する場所で、市町村が避難対象地域の外に指定するものをいう。

(8) 避難目標地点

津波の危険から回避するために、避難対象地域の外へ避難する際に目標とする地点をいい、避難可能範囲を設定する際に起点となる地点を指す。必ずしも津波避難場所とは一致しない。

(9) 津波避難ビル

津波浸水予想地域内において、避難者が一時もしくは緊急に避難する公民館やホテル、マンション等の施設で市町村長が指定したものをいう。津波による浸水の恐れのない地域の避難施設や高台は含まれない。

(10) 避難先

津波避難場所、避難目標地点、津波避難ビルを総称して「避難先」という。

第2章 避難計画

避難対象地域、避難困難地域、避難路・避難経路、津波避難場所・避難目標地点、津波避難ビル等は次表のとおりとする。

避難対象 地域名	避難困難 地域	避難路・ 避難経路	避難目標 地点	津波 避難場所	津波 避難ビル等	備考
〇〇地区 〇〇世帯 〇〇人	〇〇地区 〇〇世帯 〇〇人	幅員 m	〇交差点	〇〇中学	〇〇マンシ ョン	
△△地区 △△世帯 △△人	△△地区 △△世帯 ▽人	幅員 m	△△ホテル	△△ホテル	△△ホテル	
□□地区 □□世帯 □□人						

- ※ 各項目を決めるにあたっての、経過や注意すべき点も併記すると良い。
- ※ 避難対象地域内の状況（避難行動要支援者の状況等）も記録すると良い。
- ※ 大津波警報・津波警報、津波注意報ごとに、避難対象地域がわかるようにする。
- ※ 避難対象地域外であれば安全ということではなく、自然は大きな不確実性を伴うことを考慮し、一人ひとりが状況に応じて判断して避難するよう注意書きをする。

以下に、各項目の設定の考え方について説明する。

1 避難対象地域

避難対象地域は、次のような考え方に基づいて設定した。

(以下、設定の考え方を具体的に記載。)

2 避難困難地域

避難困難地域は、避難対象地域の中から次のような考え方に基づいて抽出した。

(以下、避難困難地域抽出の考え方や抽出方法を具体的に記載。)

3 津波避難場所・避難目標地点

避難対象地域の範囲を勘案し、津波避難場所を次のような考えに基づき指定した。

(以下、指定の考え方や基準を具体的に記載。また、津波避難場所の海岸からの距離や地盤標高を記載すると、なお良い。)

また、避難目標地点については、自主防災組織において次のような考え方で設定された。

(以下、設定の考え方を具体的に記載。また、避難目標地点の海岸からの距離や地盤標高を記載するとなお良い。)

4 津波避難ビル

避難地域における津波避難ビルを、次のような考え方に基づき指定した。

(以下、指定の考え方や基準、建物の名称や避難する場所(屋上、建物の3階以上など)を具体的に記載。また、海岸からの距離、想定される浸水深、地盤標高を記載するとなお良い。)

なお、避難困難地域のうち〇〇地区には津波避難ビルに指定する適切な施設が存在しないため、緊急的に次のような対応を行う。

(以下、具体的に記載。)

5 避難路・避難経路

避難対象地域から津波避難場所までの避難路を、次のような考え方に基づき指定した。

(以下、指定の考え方や基準を具体的に記載。)

また、避難経路については、自主防災組織等において次のような考えに基づき設定された。

(以下、設定の考え方について具体的に記載。)

6 避難方法

避難方法は徒歩を基本とする。

ただし、以下の場合においては車両の使用を認めるものとする。

(以下、具体的に記載。)

7 交通規制

以下の路線について、津波浸水想定区域内への進入防止と、住民等の円滑な避難を図るため、必要に応じて〇〇警察署と協力して次の手順により交通規制を行う。

交通規制を行う路線・区間

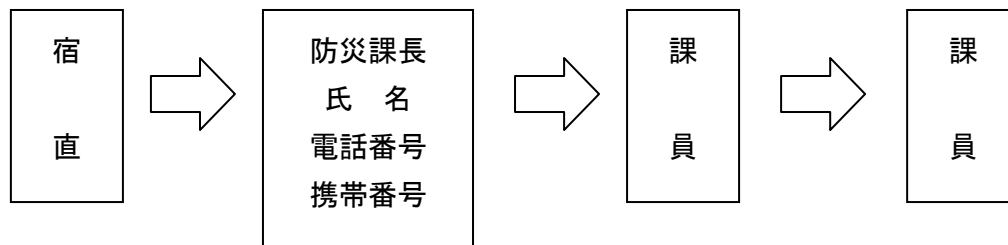
路 線	区 間	規制の種類
県道〇〇線	〇〇 ～ ××間	車両通行止め
市道〇〇線	〇〇 ～ ××間	一方通行

(以下、警察署との連絡手段、交通規制を実施するまでの手順を具体的に記載。)

第3章 初動体制

1 職員の連絡・参集体制

勤務時間外に、津波警報等が発表された場合の市町村職員（消防団を含む）の連絡・参集体制は、「〇〇市町村地域防災計画」、「職員防災体制編成表」に定めるもののほか、次による。



職員は、強い揺れ（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要と認める場合、あるいは津波警報等を覚知した場合は、参集するものとする。

2 避難支援する者の行動・退避基準

消防職団員、警察官、民生委員など、住民等の避難を支援する者の行動内容や退避の基準は次のとおりとする。

（住民等の避難を支援する者の行動・退避基準について、考え方や基準を具体的に記載する。）

3 防潮水門等の閉鎖措置

（1）管理体制

防潮水門の管理体制、平時の点検の実施状況は次のとおりである。

（管理体制、平時の点検の実施状況を記載する。）

（2）閉鎖措置

津波発生時の防潮水門閉鎖の手順について、次のとおり定める。

（防潮水門を閉鎖する者の安全の確保を前提として、閉鎖の手順や退避の判断基準を具体的に記載する。なお、想定される津波到達時間までに閉鎖し、安全な場所まで退避することが困難と想定される等により閉鎖できない箇所が存在する場合は、その箇所と理由を記載する。）

4 津波情報等の収集・伝達

（1）大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報等の伝達

伝達系統及び伝達方法は次のとおりとする。

（情報伝達系統図及び伝達方法を記載する。）

(2) 津波情報等の収集

市町村内に大津波警報・津波警報、津波注意報が発表された時は、気象庁の津波情報や被害情報を収集する。

【情報の収集先】

J-ALERT、千葉県防災情報システム、テレビ、（携帯）ラジオ、インターネット、携帯電話のメール配信サービス、ワンセグ

(3) 海面監視等による情報収集

以下の監視カメラや安全が確保された場所から海面状態を監視する。

(監視カメラの設置場所、海面を目視する場所がある場合は記載する。)

収集体制は次のとおりとする。

※ 津波警報等発表時の初期活動は、「〇〇市町村地震災害対策初動マニュアル」による。

(4) 伝達の内容

(どのタイミングで、誰を対象に何を知らせるのか、具体的に記載する。)

第4章 避難指示の発令

1 発令基準

(1) 避難指示の発令基準は次のいずれかに該当した場合とする。

- ① 津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合。
- ② 災害により津波に関する気象庁の警報事項等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合。

(2) 避難指示の解除の基準は次のとおりとする。

大津波警報・津波警報、津波注意報の解除が気象庁から発表された時点を原則とする。

(大津波警報から津波警報、津波警報から津波注意報の切り替えにより、段階的に縮小する場合は、縮小する地域とその根拠を記載する。)

2 発令の時期及び手順

避難指示の発令は、市町村長が基準に該当する事態を認知したのちに直ちに行う。

市町村長が不在あるいは連絡がとれない場合は、副市町村長、〇〇の順位でこれを代行する。

3 避難指示の伝達

避難指示の発令の住民等への伝達方法は、防災行政無線（同報系）、サイレン、半鐘、エリアメール、〇〇〇など多様な手段を活用する。

(伝達系統図、避難指示を発令する時の広報文案（雛型）を記載する。)

第5章 避難行動要支援者、観光客等の避難対策

1 避難行動要支援者の避難対策

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、地域と共同した避難行動支援について、避難支援等関係者及びその家族の安全確保を前提として以下のとおりとする。
(以下、具体的な内容を記載する。)

2 観光客等の避難対策

観光協会や旅館組合等関係団体と共同し、観光客等への避難対策を以下のとおりとする。
(以下、具体的な内容を記載する。)

第6章 津波に対する防災教育、広報・啓発の実施

津波避難の基本原則として、一人ひとりが迅速かつ主体的に出来る限り海岸からより遠く、より安全な場所を目指して避難すること、津波警報等が解除されるまで避難を継続することの周知・徹底のほか、近所に避難を呼びかけることが周りの人の避難を促すことになり、避難誘導する消防職団員等の負担の軽減にも繋がることなど、津波避難行動に関する教育を継続的に行うよう努めるとともに、津波に関する基礎的な知識や日ごろの備え等について絶えず広報・啓発を行う。

また、消防団員、自主防災組織のリーダー、事業所の防災担当者等については、普及啓発やワークショップの運営を担当できる内容の研修を実施するよう努める。

(以下、現在行っている広報・啓発や防災教育を含め、誰を対象にどのような手段、内容で継続的に実施するのか、具体的に記載する。)

第 7 章 実践的な津波避難訓練等の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、年 1 回以上、津波避難訓練や図上訓練等を実施するように努める。また、実施後は、検討会等を実施し、問題点の検証を行う。

(以下、訓練又は訓練対象（一般住民、自主防災組織など）ごとに、訓練の目的、実施体制、訓練の参加者、内容等について具体的に記載する。)

第8章 その他の留意点

1 ○○コンビナート

○○コンビナート防災計画に基づく自衛防災組織の活動を踏まえ、津波避難対策を次のように定める。

(定めた内容を具体的に記載する。)

2 ○○漁港、○○港

○○漁港における津波避難対策を、漁業協同組合及び船舶管理者との協議を踏まえ、次のように定める。

(定めた内容を具体的に記載する。)

○○港における津波避難対策は、港湾管理者が中心となり本計画との整合性も図りながら定められている。

(以下、港湾における津波避難対策の計画の名称（参考資料に計画を掲載するとなお良い）と、計画の中で市町村の役割や発災時の対応等について定められている事項がある場合などは、その部分を抜粋して記載すると良い。)

3 ○○川周辺

○○川において想定される津波遡上の危険性を踏まえ、津波避難対策においては次の点に留意する。

(留意する点を具体的に記載する。)

参 考

1 想定津波の概要

想定地震、津波の高さ、津波到達時間、津波浸水予想地域などについて記載する。

2 津波に関する基本的な知識

津波や津波避難に係る基本的な知識などについて記載する。

3 計画作成の経緯等

計画作成に参画したワークショップのメンバーや概要などについて記載する。